

国民投票法が成立 14日参院本会議



NO. 602
発行
07・5月25日
国鉄労働組合
新潟地方本部
発行責任者
守橋久仁雄
編集責任者
教宣部



十四日、参院本会議で自民・公明両党が提出した国民投票法が可決成立しました。国民投票法は今週中にも公布の予定で、施行は公布の三年後、憲法九六条は改正について、衆参各院の総議員の三分の二以上の賛成で発議し、国民の過半数の賛成で承認すると規定。
投票法は、国民投票の対象を憲法改正に限定、投票権は十八歳以上とするが、公選法や民法などが改正されるまでは二十歳以上に据え置き、両院に憲法審査会を設置、法施行まで憲法改正案を提出、審査しない、などが柱になっています。

国民投票法の骨子

国民投票の対象は憲法改正に限定。
投票権者は18歳以上の日本国民。18歳以上が国政選挙に参加できるよう公職選挙法、民法など関連法令の規定に必要な措置を講じるまで20歳以上。
賛成が投票総数の2分の1を超えた場合は承認。白紙等は算入せず。
選管職員ら特定公務員の国民投票運動は禁止。公務員や教育者が地位などを利用して運動することはできない。ただ罰則は設けない。
テレビ等の有料意見広告は投票期日前2週間は禁止。
施行は公布から3年後。憲法審査会は施行まで改憲案の提出、審査は行わない。

審議打ち切り 強行採決

不公正で反民主的

最低投票率など定めていない。憲法の改正は主権者である国民にその決定権があるにもかかわらず、投票率がどんなに低くても改憲案が通りうる仕組みになっている。

公務員や教育者の自由な意見表明や国民投票運動を不当に制限していること。地位利用を理由に、なぜ公務員、教育者のみが運動を規制されなければならないのか。

改憲案の公報や広告のしくみが、改憲推進勢力に有利なものになっていること。広報協議会は改憲賛成の会派が圧倒的多数を占め、公報や無料の広告など都合よく運営される仕組みとなっている。

憲法審査会の合同審査会の開催と権限、また両院協議会の開催を可能とする仕組みは、憲法九六条の趣旨に反し、両院制の原則をないがしろにするもの。国会における発議をやすくするための仕組み。

もっともっと審議をすべき

国民投票法に反対



野球大会 加藤キャプテン のコメント

初日は秋田地本に6回コールド。2日目は東京地本Bに5回コールドで、2×9で負けましたが、秋田戦では、福富君のホームラン、東京B戦では、新潟のピンチを何度も救ったサード荒井君のスーパープレイ。でも、何よりもチームの士気を上げたのは、本多君が新潟チームに戻って来た事です。

2試合とも、スタメンライトでフル出場で大活躍?しました。次回こそ新たな仲間を増やし、新潟に勝利を持ち帰れる様にしたいと思います。

主将 加藤 秀夫

大会終了後～加藤さんからメールで報告がありました。みなさんごくろうさまでした。



東日本本部野球大会 参加メンバー

監督	田代恒美	53才	中越支部
主将	加藤秀夫	43才	新潟支部
選手	笹川一則	49才	直江津支部
	木村伸一	42才	直江津支部
	剣持利男	45才	中越支部
	近藤 努	46才	中越支部
	福富雅彦	48才	中越支部
	中沢達也	45才	中越支部
	荒井 聡	45才	新潟支部
	石田雅一	51才	新潟支部
	石川忠雄	46才	新潟支部
	佐藤昌典	51才	新潟支部
	本多勝利	44才	新潟支部
	大塚公一	45才	直江津支部



地本主催

全分会代表者会議の開催

6月23日(土)
13時30分から

新潟市『新潟会館』



六月十八日～二十一日まで

六月中央行動

国交省前十時半

二十五日(金)まで

五月三十一日(月)

る取り組み

JR不採用事件の早期解決を求め

県内各自治体へ6月議会に向けて、自治体意見書採択の要請を展開する。

当面の日程

